

お知らせ

第26回ひまわりフェスティバル
「ふれあい模擬店」募集
問産業課 ㊟(57)4153

㊟7月28日(金)～30日(日)
9時～17時(29日は打上花火
開催日のため20時まで)

募集数及び内容

8張(テント、テーブル4台、
イス2脚、コンセント4口は
主催者で用意。電気量は使用
制限があります)

㊟次のいずれかに該当するもの
○野木町を拠点に活動してい
る団体

○野木町にある飲食店・事業
所

※商工会に入会されている方
以外

○過去のひまわりフェステイ
バルに出店した実績のある
団体・事業所

応募条件

○実施要領を遵守すること
※実施要領は産業課で配布し
ています。ホームページか
らダウンロード可能

○参加決定後に開催される出
店者会議に参加すること

○こちらが指定する必要な備
品を用意すること

出店料 1日あたり千円

選定方法

○応募多数の場合は抽選(又
は調整)を行います。

○3日間(夜まで含む)全て出
店できる方が優先。

応募方法

○「ふれあい模擬店出店申込
書」「取扱食品概要書」「取
扱食品概要附則事項」を全
て記入の上、事務局にご提
出ください。(郵送不可)

※書類等は産業課で配布して
います。ホームページから
もダウンロード可能

○飲食店営業許可や製造許可
などをお持ちの場合、その
写しも添付してください。

㊟5月1日(月)～12日(金)に問
い合わせ先へ

地籍調査事業を実施します
問産業課 ㊟(57)4238

地籍調査は、国土調査法に基
づき野木町が主体となつて実施
します。調査区域内に土地をお
持ちの方には、境界確認として
立会いをしていただくことにな
ります。調査に伴う町民の皆様
の費用負担はありません。
皆様のご理解とご協力をお願
いします。

※調査に伴い土地の所有者・関
係者への事業説明会を開催し、
10月中旬～11月下旬に境界確
認の立会いを予定しています。

❖地籍調査とは？

1筆ごとの土地について、所
有者・地番・地目・地積を調査
し、近代的な方法で測量を行い、
その結果を地図及び簿冊にする
ことを地籍調査といえます。そ
の後、法務局で公図や土地登記
簿を修正していきます。

❖どうして地籍調査をするの？

現在、法務局に備え付けられ
ている公図や土地登記簿は、明
治時代に作られたものが多く、
お隣同士の境界トラブルや公共
事業が進められないなどの原因
になっています。これらの問題
を解消するために、正確な地図
を作成し記録する必要があります。

❖地籍調査を実施するとどんな 効果があるの？

- ①土地境界をめぐるトラブルの
未然防止
- ②土地取引の円滑化
- ③公共事業の効率化
- ④災害復旧の迅速化
- ⑤課税の適正化

廣 告

「広報のぎ」に掲載する有料広告を募集します。

モノクロ1段枠(横175mm×縦40mm) 16,000円/月
モノクロ半段枠(横85mm×縦40mm) 8,000円/月
※この記事のサイズが「半段枠」です。
※審査の結果、掲載できない場合があります
※詳しいことはお問い合わせください。

問政策課 ㊟(57)4134



❖平成29年度地籍調査実施区域
◎大字若林の一部